

有効期間満了日 令和5年3月31日まで

熊交指第657号

令和2年12月18日

被害者連絡調整官等と連携した被害者支援の推進について（通達）

**【概要】**

本通達は、交通事故被害者等に対する適切な被害者支援を推進するため、被害者連絡調整官及び被害者連絡調整官補佐の業務内容等を定めたものである。